

医療費の未収金回収業務等の委託について（お知らせ）

当院では、回収が困難となっている医療費の未収金について、法律事務所に回収業務等を委託しましたのでお知らせします。

医療費の未払い（未収金）につきましては、多くの皆様は速やかにお支払いいただいておりますが、電話や文書等による請求にもかかわらず、長期にわたってお支払いが滞る事例もあり、このような未収金の縮減が病院経営の課題となっております。

そこで、病院経営の健全化と医療費を適切にお支払いいただいている皆様との公平性の確保のために、一部の回収業務等を法律事務所に委託しました。

委託した未収金につきましては、法律事務所が窓口となり支払案内・集金業務・支払相談業務などを行います。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 委託する者

- (1) 名 称 弁護士法人 舘野法律事務所
- (2) 所 在 地 東京都渋谷区渋谷 2-16-8 南雲ビル 2階・4階
- (3) 電 話 番 号 03-3797-3768
- (4) 代表者氏名 弁護士 舘野 完

2 委託業務の範囲

原則として未収発生から1年以上経過した医業未収金管理回収業務

3 契約締結日

平成30年4月1日

県立柿崎病院長
平成30年4月